

岡山県南部水道企業団測量，建設コンサルタント業務等委託契約
競争入札参加資格に関する要綱

制定 令和 4年 3月 14日 訓令第2号
令和 4年 4月 1日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき，岡山県南部水道企業団が発注する測量業務，建設コンサルタント業務，地質調査業務，補償コンサルタント業務及び漏水調査業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。），その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札の参加者の資格)

第2条 入札に参加する者は，次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし，企業長において特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

- (1) 営業に関し，法律上必要とする資格を受けていること。
- (2) 国税，県税又は市税を完納していること。
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (4) 第5条の規定による入札参加資格審査を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(入札参加の停止)

第3条 企業長は，令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を3年以内であって企業長が定める期間，入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人，支配人，その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても，また同様とする。

2 企業長は，前項の規定により入札参加の停止をした場合において，当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ，入札の遂行及び契約の履行上支障がないと認められるときは，当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、毎年、次条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類のうち必要なものを添付して、毎年2月1日から同月末日(岡山県南部水道企業団の休日を定める条例(平成2年条例第1号)に規定する企業団の休日に当たるときは、その前日)までの間に企業長に申請しなければならない。

(1) 経営規模等統括表

(2) 測量等実績調書

(3) 技術者経歴書

(4) 営業に関し法律上必要とする登録証明書

(5) 営業経歴書

(6) 入札の参加又は契約の締結について権限を委任するときは、その委任状

(7) 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては市町村長が証明した代表者の身分証明書

(8) 申請人が法人である場合においては、入札参加資格審査の申請をする年の1月1日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、申請人が個人である場合においては、直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書

(9) 納税証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

3 企業長が特に必要と認める者に限り、前項の規定にかかわらず、年度中途において申請書を受け付けることができる。

4 第1項又は前項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を速やかに企業長に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で企業長が必要と認めるものを併せて提出するものとする。

(1) 商号又は名称及び代表者

(2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者

(3) 第2項第6号に掲げる委任状の記載事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、企業長が別に定める事項

(入札参加資格審査)

第5条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請をした者について、その内容を審査する。

(入札参加資格の決定)

第6条 企業長は、前条の規定による審査を経た入札参加資格を有する者を入札に参加させるものとする。

2 入札参加資格の有効期間は、その年の4月1日から翌年の3月31日までとし、入札参加資格を有する者は当該期間に公告し、又は通知した入札に参加することができる。

(入札参加資格の取消し)

第7条 企業長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に規定する要件に欠けたとき。

(2) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。

(3) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(入札参加資格等の審査会)

第8条 入札参加資格審査及び入札参加の停止その他企業長が必要と認めた事項の審議(以下「入札参加資格審査等」という。)は、岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会要綱(昭和62年訓令第6号)第1条に定める建設工事及び物品調達業者入札指名委員会が行うものとする。

2 入札参加資格審査等を行う会議は、定時審査会及び臨時審査会とし、定時審査会は毎年1回、臨時審査会は委員長が必要と認めたとき開くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。